

池田泉州銀行と良質な住宅ストック形成に関する 連携協定を締結しました

堺市では、株式会社池田泉州銀行と「良質な住宅ストック形成に関する連携協定」を締結しました。

本協定は、堺市内における空き家の利活用、空き家化の未然防止、良質な住宅の供給及び子育て世帯等の定住促進に関して、両者の資源や特長を活かした連携協力を行うことによって、良質な住宅ストックを形成することを目的とします。

令和5年5月1日開始予定の堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金とあわせて、本協定に基づき、金融支援の充実を図ります。

1 締結先

名 称 株式会社池田泉州銀行
本 社 大阪市北区茶屋町 18 番 14 号
代 表 者 代表取締役頭取兼 CEO 鶴川 淳

2 協定締結日

令和5年4月18日（火）

3 協定に基づく主な取組内容

- ・池田泉州銀行による堺市内の空き家の利活用の促進、空き家化の未然防止、良質な住宅の供給、子育て世帯等の定住促進に資する金融商品の開発・提供
- ・本市による池田泉州銀行の金融支援についての広報、周知

4 本協定に基づく金融支援について

- ・「堺市親元近居住宅ローン」「堺市転入促進・定住促進住宅ローン」の取扱開始
- ・堺市内の空き家を対象とした「空き家対策応援ローン」「リバースモーゲージ 幸せ百年（住宅プラン）」の店頭表示金利からの金利引下げ

【池田泉州銀行 ニュースリリース】

https://www.sihd-bk.jp/fresh_news/0000002147/pdf/fresh.pdf

5 各金融商品の取扱開始日

令和5年5月1日（月）

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課 : 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課
電 話 : 072-228-8215
ファックス : 072-228-8034

良質な住宅ストック形成に関する連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社池田泉州銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり良質な住宅ストック形成に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を活かしながら、甲の市域内における空き家の利活用、空き家化の未然防止、良質な住宅の供給及び子育て世帯等の定住促進に関して、甲及び乙の両者が連携協力を図り、もって良質な住宅ストックを形成することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家 居住の用に供される建築物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- （2）金融支援 空き家の利活用、空き家の発生の未然防止、良質な住宅の供給及び子育て世帯等の定住促進に資する金融商品の提供をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空き家の利活用の促進に関すること
 - （2）空き家化の未然防止に関すること
 - （3）良質な住宅の供給に関すること
 - （4）子育て世帯等の定住促進に関すること
 - （5）前4号の取組に必要な周知及び啓発に関すること
 - （6）その他前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められること
- 2 甲は、乙が行う金融支援を広く周知するため、広報・周知活動に取り組むものとする。ただし、甲は、当該金融支援に係る契約の締結に関する行為に一切関与しない。
- 3 乙は、第1項に掲げる取組に資する金融商品の開発・提供を行うものとする。
- 4 前各項の取組を実施するため、必要に応じて甲及び乙は協議を行うものとする。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、第3条に規定する取組を実施するにあたり、必要な情報（個人情報その他法令により非開示とされる情報を除く。）の共有に努めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第3条に規定する取組により甲及び乙がそれぞれ個別に知り得た情報を第1条の目的以外のために使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。ただし、裁判所からの命令その他法令により開示しなければならない場合はこの限りでない。

（個人情報の保護）

第6条 第3条に規定する取組により甲及び乙がそれぞれ個別に知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月末日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに当事者のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は1年を限りに更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定は、本協定の終了後も有効に存続する。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月18日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社 池田泉州銀行
代表取締役頭取兼CEO 鶴川 淳